

## 2. 地域支援事業の充実、地域包括支援センターの機能強化等について

今般の制度改正では、消費税財源も活用しながら地域支援事業を充実し、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置づけられ、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組を制度的、財政的な観点から支援することとしている。

併せて、市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図っていく。

(別紙資料1「地域支援事業の充実」、別紙資料2「センターの機能強化」参照)

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ア 適切な人員体制の確保

- 地域包括支援センターの設置数は4, 484か所、サブセンター・ブランチを併せて7, 196か所となっている。(平成25年4月末現在。別紙資料3参照)

市町村が設置し、行政機能の一部として活動している地域包括支援センターの運営に当たっては、高齢化の進行(要介護・要支援者の増加)、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、適切な人員体制を確保することが重要である。各市町村においては、センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制が確保できるようお願いしたい。

- ※ 平成27年度以降、地域支援事業のうち包括的支援事業(センター運営分)及び任意事業に係る分の上限のあり方については、財政当局と調整中であり、別途ご連絡したい。

- また、平成27年度以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられるが、高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていくセンターの業務はこれらの新たな事業全てと密接に関係する。

これらの新しい事業を実施するに当たっては、例えばセンターに業務を

委託し、必要な専門職等を配置して実施するほかにも、センター以外の実施主体に事業を委託することができる枠組みとなっている。センター以外の実施主体に事業を委託する場合であっても、センターがこれらの事業主体と連携できる体制を構築することが必要であり、センターの人員体制を考える上では、今後、この点も十分踏まえて行う必要がある。

※新たな包括的支援事業（上述の4事業）の詳細については、平成27年度予算編成過程で決定するため追って連絡したい。

- 厚生労働省においては平成25年度より「地域ケア会議運営に係る実務者研修」を全国規模で実施しているところであるが（後述）、各都道府県、市町村におかれても、新規に配属された者を対象とした研修や地域の課題等をテーマ（介護予防、認知症、医療・介護連携など）とした研修を定期的実施するなど、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していけるよう、引き続きセンター職員の資質向上に向けた取組に努めていただきたい。

#### イ センター間の役割分担・連携強化

- 近年、行政直営型の割合が減少し（約3割）、委託型の割合が増加（約7割）している状況となっている。
- 一方で、センターの運営に当たっては、
  - ・委託によるセンター運営である場合、どの法人が受託する場合でも、市町村の運営方針等に基づく適切な活動・運営が求められること、
  - ・今後、慢性疾患を有する高齢者や認知症を持つ高齢者が増加すること等を踏まえ、医療と介護の連携や認知症への対応がさらに重要となっていくこと及び
  - ・地域ケア会議の効果的な実施による多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ること等が求められていること、といった課題も挙げられている。
- このため、管内に複数のセンターがある市町村においては、例えば、直営型センターをはじめとして地域の中で基幹となって、センター間の総合調整、他のセンターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などを扱うセンターや、認知症等機能強化型のセンターを位置付けながら、地域全体のセンター業務の効果的、効率的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられるため、各市町村の実情を踏まえた適切な対応を講じていただきたい。

#### ウ 行政との役割分担・連携強化

- センターの運営については、委託型、直営型といった形態に関わらず、法令等に定める事業を実施し、地域で暮らす高齢者の支援を行っていくものであることから、行政との一体性や緊密な連携を図りながら適切な運営を確保することが必要である。

また、センターの運営は、それぞれの担当する圏域ごとの課題やニーズを踏まえた目標等が設定されることも重要である。

さらに、本来、市町村本庁で対応することが適切な事案（例えば虐待事例等の緊急的な案件など）についても、一律に委託型のセンターが対応しているケースがあるなど、センターと行政本庁との役割が不明確となっている状況も見られるところ。

- このため、現行制度では、センター業務を委託する場合は、市町村がセンターの運営方針を示すこととされているが、今般の制度改正の中で当該方針の内容について厚生労働省令に基本的な事項を定めることを予定している。今後は、それぞれのセンターが設置されている地域の実情や、センターごとに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、目標、業務内容等を設定することとし、市町村と委託型センターがそれぞれの役割を認識しながら、一体的な運営体制を行っていくべきものとする。（別紙資料4「運営方針に係る取組事例（神奈川県鎌倉市）」参照）

#### エ 効果的なセンター運営の継続に向けて

- 今後、中長期的な視野を持って、市町村を中心とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進していく中で、地域の住民にとって、効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。
- そのためには、まずはセンター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが有効である。

このような点検・評価を適切に行うことで、効果的な取組をさらに充実させていくとともに、不十分な点があれば改善していくことが期待でき、中長期的に一定の運営水準の確保が図られるものと考えられる。

- 今般の制度改正により、センターの設置者は自らその実施する事業の質の評価を行うこと及び市町村においては、定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが法定化されたところであり、地域包括支援センター運営協議会の枠組みなども積極的に活用しつつ主体的に取り組むことで、センター運営の充実を継続的に図っていくことが期待され

る。（別紙資料5「センター評価の取組事例（大阪市、札幌市）参照」）

※平成26年度老人保健健康増進等事業を活用し、センターの効果的な点検・評価の実施方法について調査研究を行い、結果については年度末までにお示しする予定である。

- 併せて、市町村がセンターの業務内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることも法定化されたところであり、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用しながら、地域住民が身近な相談機関として利用する上で必要と考えられる情報を公表していくことが必要である。各市町村におかれては、地域住民にセンターの取組を幅広く周知することで、認知度の向上にもつながるものと考えられるため、積極的な対応を行うようお願いしたい。（（4）の内容を参照）

※ 地域包括支援センターの機能強化については国会でも重要な点として議論。また、参議院では附帯決議がつけられていることから、これらを踏まえてセンターの体制整備に努めていただきたい。（別紙資料6「審議録」「附帯決議」参照）

※ 地方分権改革において、地域包括支援センターに関する基準は平成26年度末までに条例で市町村が定めることとされていることにも留意されたい。なお、職員の人員数及び人員配置基準については「従うべき基準」、基本方針等は「参酌すべき基準」とされている。

## （2）生活支援サービスの体制整備

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが必要不可欠である。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていく。
- このような、生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じて様々なものが想定されるため、その体制整備に当たっては、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ることが重要となる。
- 今般の法改正では、生活支援サービスの体制整備を促進する事業を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村と連携して地域の体制整備を推進す

る生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以下「コーディネーター」という。）の配置やその活動を支える協議体の設置等を行いながら、市町村を中心とした取組を推進していく。（別紙資料7「コーディネーター及び協議体について」参照）

※ コーディネーターや協議体の考え方、役割等については介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）にも記載されており、その内容も参照されたい。また、「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業報告書」（平成25年度老人保健健康増進等事業）がとりまとめられており、その中では実際の取組事例なども紹介されているので参考にされたい。（調査研究事業については以下のアドレスから閲覧可能。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000046377.pdf>

※ 生活支援サービスの体制整備については、平成26年度から地域支援事業の任意事業で実施が可能となっているため、コーディネーターの配置や協議体の設置など年度途中の実施も含めて積極的に活用していただきたい。（別紙資料8参照）

なお、平成26年度に当該体制整備事業を実施することで、地域支援事業の事業費の上限を超える場合については、地域支援事業交付金の申請手続きにおける個別協議において、一定の額まで上限を引き上げることが認められている。

○ これらの体制整備を通じて、多様な生活支援サービスと地域での交流の場や社会参加の場がつくられていく中で、高齢者の中には市町村が取り組む事業の担い手となる者も現れ、高齢者が社会的役割を持つことにより、さらなる生きがいや介護予防にもつながることが期待される。

併せて、生活支援サービスの体制整備に主体的に取り組むことで、総合事業の円滑な実施や地域包括ケアシステムの構築にも大きく寄与するものと考えられる。

- 生活支援の体制整備を促進する事業については、市町村においては協議体の設置などできる限り平成27年度から実施していただきたいと考えているが、その中で、コーディネーターの配置については、計画的に人材を育成し、なおかつ一定の人材水準を全国的に確保する必要があることから、平成26年度より、国において研修事業を行うことを予定している。（コーディネーターは市町村区域から段階的に日常生活の圏域ごとに配置することを想定。）
- 具体的には、まず平成25年度及び26年度においては、老人保健健康増進等事業も活用しながら、人材育成のための研修プログラム・テキスト等の開発及び中央研修を実施することを予定している。
- 本年度は国において中央研修（指導者養成）を実施する予定である。（別

紙資料 9 を参照)

都道府県においては、今後、中央研修の内容を関係者に伝達するとともに、当該研修の内容を踏まえた市町村向けの研修を実施していただく観点から次の留意事項に配慮し、適宜出席者の推薦をお願いしたい。

- ① 本研修は、その内容を市町村担当者等に伝達していただくことを想定しており、第 1 回、第 2 回合わせて少なくとも 1 名は県職員となることが望ましい。
- ② 参加者の選定については、その役割や定義についての整理を行うにあたり、新地域支援構想会議の構成団体等の協力を得てきた経緯もあることから、これらの団体と適宜相談することも考慮いただきたい。
- ③ 推薦者の資格要件は特に問わないが、実践経験の他、指導者として研修講師の能力が必要であることにも留意いただきたい。
- ④ 想定される指導者の具体的イメージは、例えば NPO 等の助け合い活動等を支援（中間支援）する者、大学や地域の現場等でコミュニティソーシャルワークや地域福祉のコーディネート等を指導している者、生活支援サービスの資源開発・支援者間のネットワーク構築の活動を行っている者等が考えられる。

(その他)

- ・本研修受講者は、その内容を市町村に配置するコーディネーターに対して研修していただくことを想定しているが、受講者自らが市町村において、コーディネーターとして活動を行うことを妨げるものではない。
- ・研修出席に係る、旅費、滞在費については、派遣元の自治体が御負担いただきたい。

(申請先等)

受講については、申し込みフォームより必要事項を記入の上、8 月 25 日(月)までに申し込むこと。

なお、本研修については、平成 26 年度老人保健健康増進等事業により、株式会社日本能率協会総合研究所が事務を実施していることを申し添える。

### (3) 地域ケア会議の推進について

- 地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すも

のである。（別紙資料10参照）

- 地域ケア会議の推進により、介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けて非常に有効であり、積極的な活用が期待される。
- 今般の法改正では、介護保険法に地域ケア会議の設置規定を設け、介護支援専門員等の関係者からの協力や関係者への守秘義務等の取扱いについて位置付けるなど、地域ケア会議の円滑な実施に向けた制度的な環境整備を図ったところである。
- 個別ケースの検討を行う地域ケア会議については、できる限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となることが望ましく、例えば、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めていただきたい。
- 地域ケア会議等によりセンターが把握した地域の課題が、第6期以降の介護保険事業計画等の策定作業において、ニーズ調査等で把握する「量的な課題」に対して「質的な課題」として活用ができるため、市町村におかれては、このことも踏まえ、センターと協働しながら地域ケア会議を効果的に実施していただきたい。
- 厚生労働省においては、地域ケア会議運営マニュアル、地域ケア会議の先駆的取組を集めた活用事例集を作成するとともに、都道府県・指定都市・中核市・一般市町村を対象とした全国会議の開催や地域ケア会議の実務者（センター職員）を対象とした全国規模の研修を実施し、各自治体やセンターにおいて、効果的な取組が行われるよう必要な支援を実施してきたところ。  
引き続き今年度も、全国会議及び実務者研修について、秋以降に実施予定であるため、受講対象者におかれては是非とも積極的な参加をお願いしたい。（別紙資料11「厚生労働省の取組」参照）

#### （4）介護サービス情報公表制度の利活用

##### （地域包括支援センター及び生活支援サービスの公表）

- 介護サービス情報公表制度の今後のあり方については、昨年度「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会」において報告書（※）としてとりまとめられ、その中で、
  - ・現在の制度は、介護サービスのみの公表となっているが、今後は地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動が必要であること、
  - ・情報公表制度（システム）の利活用を促進すべきであること

などの方向性が示されているところ。（別紙資料12「報告書概要」参照）

※報告書は、以下のHPから閲覧・ダウンロードできます

<http://www.espa-jyohokohyoshienjigyo.org/research/index.html>

- 今般の法改正では、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援等サービス）を把握することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めることとされた。

（地域包括支援センターに関する情報の公表）

【介護保険法第115条の46第10項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

（生活支援等に関する情報の公表）

【老人福祉法第12条の3】

市町村は、生活支援等を行う者からの提供を受けた当該生活支援等を行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

- これらの情報を市町村が公表する際は、現在、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを改修の上、市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能とする予定である。

これらの情報の公表内容については「別紙資料13」の内容を検討しており、今後具体的な項目等について、年度内に省令、通知に定める予定である。一方で、現在都道府県が使用している情報公表システムを市町村が活用できるよう大規模な改修を行うことから一定の期間を要するため、当該システムを活用した公表が可能となるのは平成27年10月となる見込みである。

各市町村においては、それまでの間、地域においける生活支援等のサービスを提供する団体の把握など、公表に必要な準備を行っていただきたいと考えている。（別紙資料14参照）

- なお、「日本再興戦略」改訂2014「未来への挑戦」（平成26年6月24日閣議決定）において、「民間企業（コンビニ、飲食店等）による健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点（総合相談、訪問・通所サービス、宅配・配食サービス、見守り等）を「街のワクワク（WAC WAC）プレイ



ス」(仮称)として、市町村にその情報を一元的に集約して住民に提供する仕組みを来年度中に構築する」とされていることから、今後、市町村において地域の多機能拠点を把握し、生活支援等サービスの情報公表の一環として情報公表システムを活用した公表の推進を図っていただきたいと考えている。詳細については別途連絡したい。(別紙資料15参照)

#### (介護サービスの従業者に関する情報公表の推進等)

- 介護サービスに従事する従業者は、利用者に対して、直接サービスを提供する者であることから、従業者の情報を公表することは、利用者・家族にとって事業所選択に資する重要な指標となりうる。

また、従業者の雇用管理に関する事業所の取組状況を公表することは、雇用管理の取組が進んだ事業所への就職希望が高まるとともに、事業所同士が相互に雇用管理の取組を知ることができるようになり、結果として、雇用管理の改善につながると考えられる。さらに、雇用管理の改善によって従業者の資質向上がもたらされれば、その便益は利用者やこれからサービスを利用しようとする者に帰すものである。

このため、利用者のサービス選択の指標として、また同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、従業者に関する情報の公表をより一層推進していくこととする。

- 介護サービスの分野における実践的な職業能力の評価・認定制度として、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」(以下「キャリア段位」という。)が平成24年度に立ち上げられ、介護従業者の資質向上に向けた全国共通の標準化された仕組みとして運用され始めたが、
  - ・事業所の従業者の資質向上に向けた取組状況がわかる指標として「①アセッサーの人数」、
  - ・OJT(オン・ザ・ジョブトレーニング)への取組状況がわかる指標として「②段位取得者の人数」、
  - ・第三者の目を通じて、介護行為の提供に至った過程の評価への取組状況がわかる指標として「③外部評価の実施状況」があり、これらについても公表することを検討している。
- 従業者に関する情報の具体的な公表項目については、「別紙資料13」の内容を踏まえて今年度中に定める予定である。現在公表している公表項目に一定の内容を追加するためのシステム改修を行い、平成27年度にシステム上の報告・公表を可能とする予定であり、各都道府県においてはご承知置き願いたい。

具体的なスケジュール等については別途連絡したい。

- なお、介護人材確保の観点からは、ハローワークや福祉人材センターにおいて、情報公表制度の公表内容を求職者等へ提供することも有効と考えられるため、各都道府県におかれてはこのような取組を介護人材確保策の一環として組み入れるなど工夫を行っていただきたい。

#### (平成26年10月に実施する介護サービス情報公表システムの改善について)

- 既に連絡している通り、介護サービス情報公表システムに常設している利用者のアンケート結果等を踏まえ、公表画面や操作性、機能等の改善を平成26年10月に行う予定である。(見直しの概要については別紙資料16参照)
- その中で、特に今般は事業所比較機能の充実を図っており、具体的には、一度に比較出来る事業所数を3件から30件まで拡大し、さらに事業所間で内容が異なる情報について分かりやすく着色することとしている。  
その際、介護サービス選択に資する情報として、従業者の状況(経験年数、退職者数、有資格者の状況等)についても比較ができるように工夫する予定である。  
これらの比較情報については、地域包括支援センターや市町村が、例えば紙で印刷して閲覧できるようにするなど、分かりやすく、かつアクセスしやすい形で活用することが望ましい。
- 今回のシステム改修は、国民の閲覧しやすさ等の向上を図る観点から行われるものであり、各都道府県におかれては見直しの内容について、今後、管内の地域住民に対する制度・システムの普及啓発を図って頂きたいと考えている。詳細については別途お知らせしたい。

※今後のシステム改修のスケジュールについては別紙資料17を参照